

軽自動車税の減免について

～身体障害者手帳等をお持ちの方へ～

身体障害者手帳等をお持ちの方は、減免対象者一覧表と減免チェック表でご確認下さい。
該当される方は、下記の必要書類等を準備していただき、市役所課税課税政担当で手続きをして下さい。

申請に必要な書類 ※該当する減免パターンの○印の書類をご持参下さい。

また、申請時には申請者の本人確認ができる書類(運転免許証等)をご持参下さい。

減免のパターン(減免チェック表参照)		①	②	③	④	⑤
軽自動車等の所有者及び運転者の形態	所有者	身体障がい者等(本人)			身体障がい者等の家族	
提出(提示)書類	運転者	身体障がい者等(本人)	身体障がい者等の家族	常時介護者	身体障がい者等(本人)	身体障がい者等の家族
(ア)減免申請書 [納税義務者の個人番号(マイナンバー)をご記入下さい。] ※個人番号(マイナンバー)を記載された場合は、個人番号カード(マイナンバーカード)または通知カード+顔写真付き身分証明書の提示をお願いします。		○	○	○	○	○
(イ)身体障がい者等であることを証する書面 [身体障がい者の方の場合]・身体障害者手帳 [戦傷病者の方の場合]・戦傷病者手帳 [知的障がい者の方の場合]・療育手帳 [精神障がい者の方の場合]・精神障害者保健福祉手帳		○	○	○	○	○
(ウ)軽自動車等を運転される方の運転免許証		○	○	○	○	○
(エ)身体障がい者等が専ら軽自動車等を日常の生活手段として使用していることを証する書面 例)事業・通勤・通学(通園)・通院等の証明書、(直近の)病院の領収書等			○			○
(オ)身体障がい者等と生計を一にする方との関係を証する書面 [同居の場合] ・身体障がい者等と生計を一にする方との続柄を証する書面 [別居の場合] ・身体障がい者等と生計を一にする方が生計を一にしている事実及びその続柄を証する書面 例)民生委員の発行する状況確認書(※1)等			○		○	○
(カ)常時介護者であることを証する書面(常時介護証明書) [身体障がい者及び知的障がい者の方の場合] ・福祉事務所が発行 [戦傷病者の方の場合] ・大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課が発行 [精神障がい者の方の場合] ・保健所が発行				○		
(キ)軽自動車税納税通知書 ※お支払いしない状態でお持ち下さい。		○	○	○	○	○

※1 民生委員の発行する状況確認書は、民生委員がその状況の確認をすることが困難な場合には発行できないことがあります。